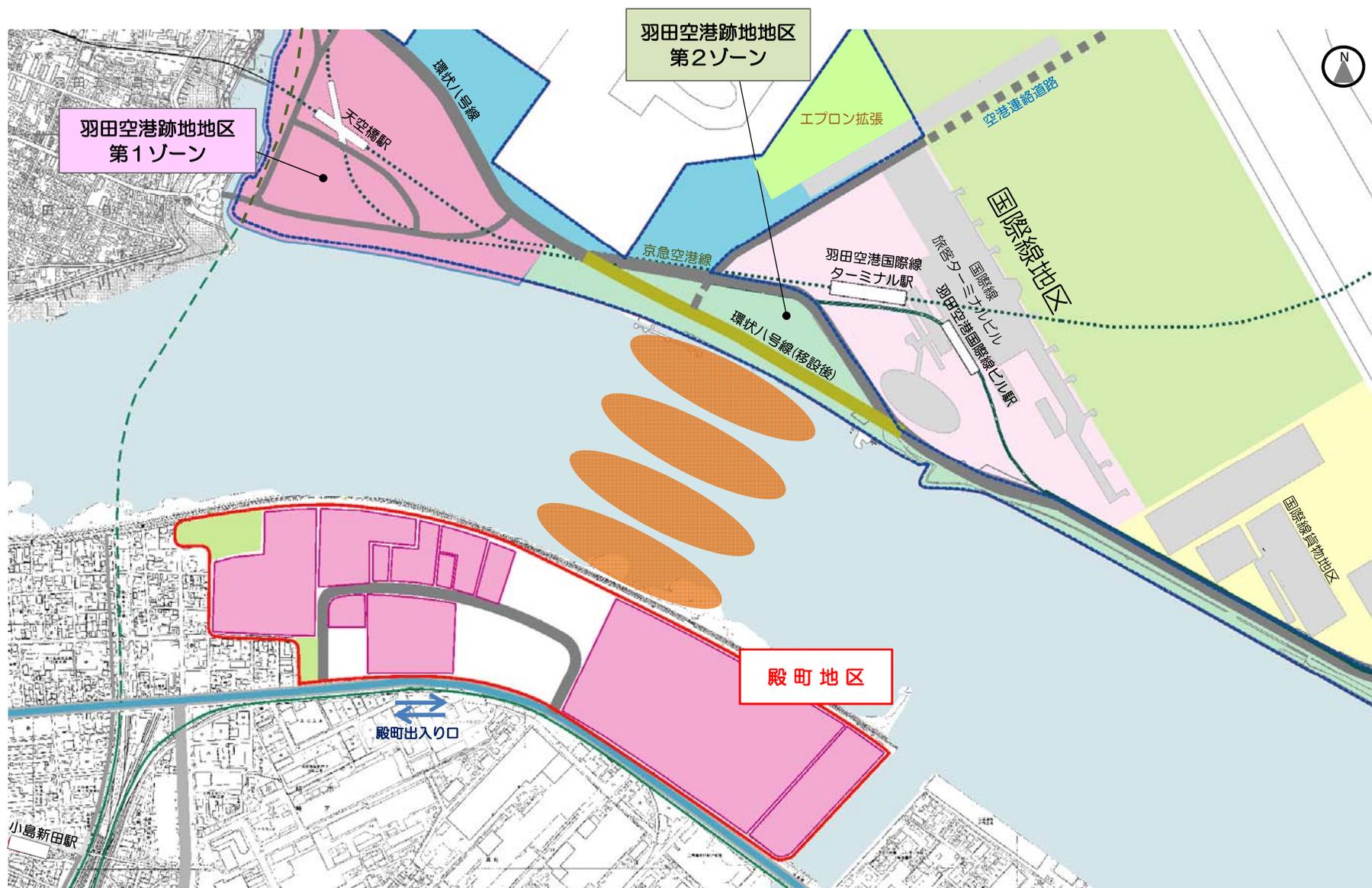


平成27年5月18日
羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会

羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化の取組について

我が国の国際競争力の強化に向けて、国家戦略特別区域の目標を達成するプロジェクトの一環として、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を図るため、以下の通り、国及び地方の関係機関が協力して取り組むこととする。

- 基本的な取組方針
 - ・ 「羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化(目指す姿)」を本地域の拠点形成に関する基本方針として、医工連携の推進、国際的な研究・交流・商取引の促進、必要となる都市・交通インフラ整備等に取り組むものとする。
- 第一ゾーンの整備について
 - ・ 大田区が中心となり土地区画整理事業の事業化に向けた検討を進め、2015年度(平成27年度)に都市計画の決定、2016年度(平成28年度)に事業の着手を行い、2020年(平成32年)に向けて、世界と地域をつなぐ新産業創造・発信拠点の形成を目指す。
 - ・ 前述の都市計画の決定とあわせ、国土交通省航空局において、第一ゾーンの土地譲渡に向けた関係者との調整を進める。
- 第二ゾーンの整備について
 - ・ 国土交通省航空局において、2017年度(平成29年度)に、環状八号線の付け替え工事の完成を図りつつ、民間事業者による地区内の施設整備を進める。
- 殿町地区の整備について
 - ・ 2016年度(平成28年度)に地区内の施設整備を概成し、2020年(平成32年)に向けて、世界的なイノベーション創出拠点の形成を目指す。
- 連絡道路について
 - ・ 連絡道路については、羽田空港跡地地区と殿町地区の中央部(別紙1)に、両地区を結ぶ新たな橋梁(2車線)として、測量や構造の設計、環境影響についての調査など整備に向けた検討の深度化を図る。
 - ・ 取組に当たっては、多摩川における渡河部の一般ルール(別紙2)を基本に、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が協力し、2020年(平成32年)を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして事業の実現を目指す。神奈川県は、川崎市の取組に対する必要な支援を行う。
- 国道357号多摩川トンネルについて
 - ・ 事業着手に向けて必要な調査・設計が終わり次第、2015年度(平成27年度)内に事業着手する。



多摩川における渡河部の一般ルールについて

多摩川の橋梁整備における両岸の役割分担等など、渡河部の一般ルールは、下記の通り。

- 橋梁部は、道路の管理者間において協定を締結し、施工主体、費用負担、管理方法等を決定
- 取付部は、接続する道路の管理者において、施工、費用負担、管理

